

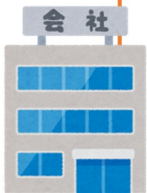
企業版ふるさと納税は2倍の節税効果？

スタート 今年度より、「企業版ふるさと納税」がスタートしました。



「ふるさと納税」を実際にしていなくても、名称だけはお聞きになったことがあるという方が多いのではないのでしょうか。

ふるさと納税とは、自治体に寄附を行うと 2,000 円を超える部分について、一定限度額まで住民税と所得税が控除され、かつ、自治体によっては、独自のお礼品を受け取ることができる制度で、個人が対象となっています。



企業版は、この動きを法人関係に拡大しようとするもので、正式名称は「**地方創生応援税制**」となります。

制度の仕組みとしては、国が認定した地方公共団体による地方創生プロジェクトに対し、企業版ふるさと納税で寄附した企業は、法人税・法人住民税で寄附額の2割、法人事業税で寄附額1割、合計3割の税額控除ができることとなります。また、寄附額の下限は10万円となっております。



従来の寄付金税制でも、地方公共団体への寄付金は全額損金算入が認められており、黒字企業の場合、寄附額の約3割の税金が戻ってくる計算になりますので、新制度を組み合わせると、寄附金額の約6割の税金が戻ってくるようになります。



個人との違いについては、個人では全国どの地方公共団体に行った寄附であっても、税額控除の対象となっておりますが、企業版の場合、上述のとおり、国が認定した地方公共団体による地方創生プロジェクトに対する寄附に限られます。



また、個人ではふるさと納税の主目的ともいえるお礼品ですが、企業版の場合、地方公共団体との癒着などの問題もあり、お礼品がもらえない場合があります（お礼品の有無については、寄附をする地方公共団体にご確認ください）。

注意 なお、お礼品を受け取った場合には、受贈益として、益金算入対象となりますので、ご注意ください。

ポイント

企業版ふるさと納税のポイント

- ① ・ 企業版ふるさと納税は、今までの地方公共団体への寄付の2倍の節税効果
- ② ・ 対象となる寄付金の最低額は10万円
- ③ ・ 寄付できる地方公共団体には制限がある(地方創生応援税制対象事業に限る)
- ④ ・ 個人の場合と異なり、特典・特産品など受けられない場合もある
- ⑤ ・ 特典・特産品を受け取った場合には、受贈益として益金算入

企業版ふるさと納税は、個人で行った場合のように、返戻品の価値を含めたら実質得をするというものではありませんし、キャッシュは確実にマイナスとなります。

ただし、今までの寄付金に比べ、税務上のメリットが大きくなります(黒字企業の場合)ので、大きな見返りを求めず、支店がある地域への貢献・企業理念と合致する事業の応援など、社会貢献を通じた自社のアピールとして活用するには、良い制度ではないかと思われます。

地方創生応援税制の対象事業については、下記URLにて確認できます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/h280802press.pdf>